

香川県地域経済牽引事業の促進区域における県税の特別措置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年9月29日

香川県知事 浜田恵造

香川県規則第51号

香川県地域経済牽引事業の促進区域における県税の特別措置条例施行規則の一部を改正する規則

香川県地域経済牽引事業の促進区域における県税の特別措置条例施行規則（平成30年香川県規則第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(申請書の記載事項等)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第13条第4項又は第7項の規定による承認を受けた日及び<u>法第25条</u>の規定による確認を受けた日</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 法<u>第25条</u>に規定する承認地域経済牽（けん）引事業に関する計画の内容を示す書類並びに前項第2号の承認及び確認を受けたことを証明するに足りる書類</p> <p>(2)～(5) 略</p>	<p>(申請書の記載事項等)</p> <p>第2条 条例第3条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第13条第4項又は第7項の規定による承認を受けた日及び<u>法第24条</u>の規定による確認を受けた日</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>2 条例第3条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1) 法<u>第24条</u>に規定する承認地域経済牽（けん）引事業に関する計画の内容を示す書類並びに前項第2号の承認及び確認を受けたことを証明するに足りる書類</p> <p>(2)～(5) 略</p>

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。